

第 10 号議案

令和 3 年 6 月 4 日
任 用 給 与 課

職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いについて

下記の事項について、適当と認め、協議・申請のとおり同意・承認する。

記

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の職務専念義務の免除について同意し、給与等の減額の免除について承認する。

項目	内容
対象職員	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む）
取扱いの内容	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる
申請理由	新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある
期間	令和3年4月12日から当面の間

なお、交通局、水道局及び下水道局については、職務専念義務の免除のみについて同意する。

○参考

【職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（抄）】

第二条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

1～6（略）

7 その他特別の事由のある場合

第三条 任命権者が前条第七号の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かななければならない。

【任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（抄）】

第二条 任命権者は職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する正規の勤務時間に勤務しない場合において、勤務しないことにつき給与の減額の免除を申請したときは別表に定める基準に従い、これを承認することができる。

別表 1～13（略）

14 前各号のほか、あらかじめ人事委員会の承認を経て任命権者が定めた事項

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について (協議・申請)

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 (予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。) を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準 (昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号) 第 2 条別表第 1 4 号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成 27 年東京都規則第 8 号) 第 1 5 条第 2 項第 4 号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第 2 条別表第 1 4 項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者 (会計年度任用職員を含む。)

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 12 日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について (協議・申請)

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 (予防接種法 (昭和 2 3 年法律第 6 8 号) 附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。) を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準 (昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 3 号) 第 2 条別表第 1 4 号及び学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則 (昭和 3 1 年東京都教育委員会規則第 2 3 号) 第 2 条別表第 1 5 号の規定による承認を得たく、申請します。

報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成 2 7 年東京都規則第 8 号) 第 1 5 条第 2 項第 4 号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第 2 条別表第 1 4 項、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則 (昭和 4 9 年東京都教育委員会規則第 2 4 号) 第 2 3 条の 3 第 1 項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則第 2 条別表第 1 5 号及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則 (平成 1 9 年東京都教育委員会規則第 6 0 号) 第 2 9 条第 1 項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則第 2 条別表第 1 5 号の規定による承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者 (会計年度任用職員を含む。)

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチ

ン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和3年4月12日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都議会 議長
石川 良一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について (協議・申請)

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 (予防接種法 (昭和 2 3 年法律第 6 8 号) 附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。) を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準 (昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 3 号) 第 2 条別表第 1 4 号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成 2 7 年東京都規則第 8 号) 第 1 5 条第 2 項第 4 号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第 2 条別表第 1 4 項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者 (会計年度任用職員を含む。)

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 2 日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について (協議・申請)

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 (予防接種法 (昭和 2 3 年法律第 6 8 号) 附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。) を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準 (昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 3 号) 第 2 条別表第 1 4 号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成 2 7 年東京都規則第 8 号) 第 1 5 条第 2 項第 4 号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第 2 条別表第 1 4 項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者 (会計年度任用職員を含む。)

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 2 日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤 野 正 明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和3年4月12日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和3年4月12日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 1 4 号の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 2 日から当面の間とする。

監．警．人 1．監第 3267 号
令和 3 年 6 月 1 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
齊 藤 実
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 1 4 号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 1 5 条第 2 項第 4 号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第 2 条別表第 1 4 項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 12 日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水洋文
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について（協議・申請）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

あわせて、給与の減額免除については、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を、報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除並びに給与及び報酬の減額免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和3年4月12日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長
内 藤 淳
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除の取扱いに関する臨時措置について（協議）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 2 日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長
浜 佳葉子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除の取扱いに関する臨時措置について（協議）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 12 日から当面の間とする。

東京都人事委員会 殿

東京都下水道局長
神山 守
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の
職務専念義務の免除の取扱いに関する臨時措置について（協議）

職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種をいう。以下同じ。）を受ける場合に、下記職員については、職務に専念する義務を免除することができるよう措置したので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

記

1 対象職員

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける者（会計年度任用職員を含む。）

2 取扱いの内容

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために、公務に支障のない範囲で必要と認める時間について、職務に専念する義務の免除をすることができる。

3 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

4 期間

この取扱いは、令和 3 年 4 月 12 日から当面の間とする。